

(第九部)

第一回 参議院農林委員会會議錄 第十七号

(二五七)

付託事件

- 農地調整法の改正に関する陳情(第一號)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十號)
- 農業保險法の改正に関する陳情(第十三號)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四號)
- 水利組合費賦課に関する陳情(第二十二號)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧配給公團法案(内閣送付)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一號)
- 新炭生産のあい路打開に関する陳情(第六十二號)
- 茶葉振興に関する陳情(第六十三號)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地處分經費の全額國庫助成等に関する陳情(第六十七號)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出對策改善に関する陳情(第六十八號)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反對に関する陳情(第七十號)
- 農地委員會の經費を全額國庫負擔とするに關する陳情(第七十三號)
- 林道飯田、赤石線開設に關する請願
- 主食用計畫の根本的改革に關する陳情(第七十四號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第七十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫負擔とするに關する陳情(第八十號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第八十四號)
- 愛知縣豊川沿岸農業水利事業經費を國庫負擔とするに關する陳情(第八十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十五號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十九號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第一百十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百十九號)
- 飼料配給公團法案(内閣送付)
- 農業協同組合法案(内閣送付)
- 農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整備等に關する法律案(内閣送付)
- 函館管林局の管轄區域變更に關する請願(第五十四號)
- 農用人参試驗場に關する陳情(第六十六號)
- 米價改訂に關する陳情(第六十八號)
- 民有林野制度の確立に關する陳情(第七十號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第七十一號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第七十三號)
- 開拓者資金融通に關する陳情(第七十八號)
- 米穀供出に對する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に關する陳情(第九十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百十號)
- 運配主食の價格に關する陳情(第一百二十二號)
- 岩手縣下の三疊用水改良事業を國營とするに關する請願(第八十八號)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願(第九十五號)
- 北海道でん桑糖業の保護政策確立に關する請願(第一百二號)
- 新炭の價格に關する陳情(第一百六十二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百六十三號)
- 食料品配給公團法に關する陳情(第一百七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百八十七號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第一百八十八號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第一百九十二號)
- 市營競馬の施行に關する陳情(第二百二號)
- 北海道開拓事業に關する陳情(第二百七號)
- 岩手山ろく國營開墾事業に關する陳情(第二百九號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百十三號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十號)
- 未墾地の開拓事業に關する陳情(第二百二十二號)
- 群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかん漕用水路に關する請願(第二百二十一號)
- 泰山演習地の返還並びに開拓計畫變更に關する請願(第二百三十五號)
- 食糧配給確保に關する陳情(第二百二十六號)
- 林業振興對策に關する陳情(第二百二十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十八號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百三十一號)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に關する陳情(第二百三十二號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十五號)
- 米麥需給計畫の根本方針に關する陳情(第二百三十六號)
- 農業保險法制定に關する陳情(第二百四十四號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百四十五號)
- 岩手山ろく國營開墾事業に關する陳情(第二百四十八號)
- 薪炭需給調節特別會計法を改正する法律案(内閣送付)
- 未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣送付)
- 青果物の統制撤廢に關する請願(第二百七十六號)
- 開拓對策に關する請願(第二百七十七號)
- 復軍馬補充十勝支部用地内山林拂下げに關する請願(第二百八十三號)
- 十勝運馬育成所用地開放に關する請願(第二百八十五號)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百六十二號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百六十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百六十八號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百七十一號)
- 自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第二百八十號)
- 勸業大家の食糧危機突破對策に關する陳情(第二百八十二號)
- 日本競馬會に關する陳情(第二百八十三號)
- 農村指導農場開設に關する陳情(第二百八十四號)

の農業者の系統組織から申しますと、全国的ものの財産状態はつきり決りませんと、その単位組合における財産の区分問題はつきりして来ないのじやないか、一旦二ヶ月以内でしたか、清算の決定を立ても、それが後に變つて来るということがあります、そのじやないかと思ひますが、そういう場合にその措置をどうすべきか。

それから金融再建整備法ですが、この規定であつたか、よく覚えておりませんが、とにかく資産の解散の手續をやつて、それから清算事務に入つて来た、そして財産は評價基準によつて、又単位組合において再建整備の非常な多い場合には、政府の保證を受けた農業者が澤山できると思ひます。そういう場合において今度その財産を新しい協同組合へ引き継ぐ、その場合におきまして資産の勘定が、評價というものが標準額によらずして時價によつたという事になりますと、その結果は分り易く申上げれば、一旦政府の保證を受けたような貧弱な組合が、協同組合へ、財産を引継ぐ途端に剩餘金が出ると出るという結果が或いはできるかも知れん。それに對しては立法の當時はどうか考へになりましたか、そういう場合に對する措置。

それから只今お配りになりましたので、十分拜見をする餘裕がないので、或いはこの規定にあるのかも知れませんが、今回の整理に関する法律には施行という言葉が澤山使つてあります。本日お示しになりました施行令という要綱であります、大體これで盡きておつて、従前ありましたような施行規則等細かい手続上の問題は別に定められる豫定があるかどうか、この點を一

應伺つて置きたいと思ひます。

○説明員(小倉武一君) 後の方から便宜お答えいたします。政令のお尋ねであります、協同組合法の方には政令或いは施行規則で定めておけるものと、殆どございません。強いて尋ねるとすれば、行政廳という言葉が出てくるのであります、あの行政廳は何を意味するかというのを政令で書くということにならうかと思ひます。大體その點は府縣單位ぐらゐの連合會以上のもので、農林大臣、それ以下のものは地方長官というふうに考へております。

それから協同組合についての施行規則であります、若し書くとしたら、恐らく縣令で許可、認可をする場合に手續はどうするか、市町村役場を通すか、或いは書式を示すというふうなことで必要であれば書きまされども、それ強い一かすというものが必要であるというふうには考へておりません。従つて協同組合自體の方には殆ど政令或いは施行令というものが必要でないわけであり、ところが、農業者の整理に関する法律の方につきましては政令、施行令が若干ござい、この點は先程お配りしましたものによつて大體要領が盡きておるのであります。

尚若干細かくなりますけれども、これ以外尙政令につきまして施行規則というふうなものは成るべく必要がないようにしたいと思つております。第三の資産の引継ぎにつきまして、國から補償を受けたようなものが、評價の仕方によりましては、協同組合に譲ることによつて評價益が出るという事か、特別の利益を生ずるといふような虞は御指摘の通りござい

ますが、只今お配りしました事項にもありますように、資産の評価、協同組合に財産を分けるとか、或いは引継ぐという場合の評価は、再建整備の場合と同じような評價基準によつてやりたいというふうに考へておりますので、左程の不合理的な點は生じないじやないかというふうに考へております。

次は上級團體の財産状態がすぐに分るといふ段階にならなければ、下の方の農業者の財産の處分といふ事か、處置がはつきりまゝ行かないではないかという點につきましては、成る程上級團體が解散して、その持分を買いまして、そしてはつきり上下級團體の財産になるわけであり、下級團體も、下級團體は上級團體の存続しての間は、それに對する持分を御承知の通り持つておるわけであり、この持分を如何様に評價するかということによつて問題が解決すると申します、か、問題を處置せざるを得ないわけであり、勿論この持分をいかに評價するといふことが困難なのでありますけれども、上級團體が存続しての間は、止むを得ずやはり持分というものを財産の評価といひまして計算する、従つてそれを譲渡する、或いは又分割するといふような場合にも、その評價という方法によつてやり得るよう考へております。

○島村重次君 只今の問題に關聯をして更に二つの問題が考へられると思ひます。資産評價は金融機關の再建整備法によつてやるように施行令を決められるといふことではあります、併しこの評價基準といふものは、本法の中には必ずしも標準額によるということもあ

りませんし、事實問題としては、評價基準といふものの算定方法には相當疑義が生じて来るのじやないかと豫想されると思ひます。そういう場合には、只今お話になつたようなことになり、非常に窮乏なものになるという、これが豫想されると思ひるのであります。勿論監督上の立場からいへば、そういうことも考へられると思ひるのでありますけれども、一面におきましては、事實問題として退職者が非常に澤山出る、そしてそれに對する退職給與金を支給せねばならぬという、な場合ににおきましては、これは確かにどうかの規定で認可を經ればというこ

とがあつたと思ひますが、そういうことも豫想し得ると思ひ、従ひまして退職給與金のみならず、その他必要なる經費を非常に貧弱なもので支出するといふような場合におきましては、そういう措置をなし得ることを前提として考へていかうかという問題を重ねてお尋ねして見たいと思ひます。

○説明員(小倉武一君) この資産の評価と申しまして、言葉が足りなかつたのであります、農業者の財産の處分につきましては、一つは、新しい協同組合の基礎を固めるようにしたいという、もう一つは、農業者の會員の財産権を成るべく保護すること、殊に最後まで農業者の會員となつて、協同組合に入らない人のために持分の拂戻しを成るべく公正に確保するといふ二つの點が重要だろと思ふのであります。従つて資産の評価と申しまして、この評価は、これは農業者が協同組合に財産を分けるという場合の評価でありまして、一般の處分、他の團

體或いは會社に出資をするとか、或いは最後に清算をするという場合の處分の價格といふものは、これは一般の公定價格のあるものについては公定價格、その他のものについては時價といふことになるのであります、要するに時價といふことになるように考へております。

○島村重次君 そうしますと、再建整備法によつて國家の補償を受けるような場合においては、今の御答辯では、財産處分については時價によらないといふふうに解釋できる、その他の場合は、さういふふうに解釋するのであります、或いは只今の説明は、資産といふ言葉が足らなかつたという御説明であつたのであります、その點をもう一回はつきり一つお伺ひいたします。

○説明員(小倉武一君) この資産の評価につきましては、金融機關再建整備法によつて定まつております評價基準によつて申上げたものは、農業者が協同組合に財産を譲る場合の基準にするという意味でございまして、その他の場合の處分といふことが農業者に認められますならば、これは今申上げた評價基準による、少くともこの法律で以て制限するといふつもりはないのであります。さういふ趣旨で申上げたのであります。

臣に許可をお願いいたしましたし、處分する財産の實情が十分にお分りにならないので早速認可することになり相成らんとしますが、知事にこれを任せて貰えば大體都合よくスムーズに圓滿に行くのじやないかと思ひます。併しそうするには何か出さなければならぬでしょうが、そういうお考えはないかどうか。

それから農業會の財産、これは都道府縣も市町村も同じであります。財産がここに百萬圓、赤字が百萬圓ある、そうなる場合と合せて二百萬圓、できた新しい農業會が引受けられない、こういうことになると、どういふ處分をするかになりますか。一例を挙げますと、北海道農業組合がこの間私歸つておりましたときに、従業員組合の方からいろいろな解散に對する要求が出ておりました。それを解散して見ると、なんと大體一億圓あります。そこでそんなものは出さんと言つて來ましたが、これは現在の國家の補償を受けようとしておつたのですが、これを受けろことをやめて、二千二百萬圓ばかりの赤字で行けるからそれは受けん方がいいのだというので、國家の補償を受けないことにしました。そうしますと、出資と財産と赤字を入ると、これは持分は算定して今の組合員に残つたものがありましようが、出資は勿論なくなつたのだから話にならないが、一體引受けられるかどうか、これを心配しておるのであります。そういうことは北海道に限らず他にもあると思ひますが、そういう場合には、どんなことを考へたらいいか。どん／＼賣るわけには行きませんし、後からできたものも引受けられないということにな

ると、今後そういうことを考へて置かなければならぬと思ひます。全國に非常にならうやうなものが出てきた時分に駄目になると思ひますが、一應お智恵を御拝借したいと思ひます。

○説明員(小倉武一君) 非常に具體的なお話でありまして、時にどういふ方がいゝというやうな御參考になるやうな御意見を申し上げることができないのは甚だ残念でありますけれども、要するに農業會の財産状態によりまして、後にできた協同組合が引受けかねるといふやうな場合であります。そういう場合におきましては、新しい農業協同組合は農業會の資産と債務とを合せて分けて貰つておられますか。この法律で言つておられますか。分割方法で、プラスもマイナスも同じ割合で以て引受けられるというところは、なかなか困難な場合があるかと思ひます。併し農業會の施設につきましては、どうしても新しい協同組合で以て必要だ、それを建設することも容易でないとはいへない施設につきましては、何と申しても協同組合に譲るといふことが妥當のうちに考へられますので、そういう場合には、農業會に適當な代償を拂ひまして、そうして買取るといふやうな方法も、場合によつては購ぜざるを得ないやうに考へます。ただそういう場合以外に、先程の例のやうな赤字が相當ある農業會におきまして、できた協同組合と農業會との關係が非常に密接、という語弊がございりますが、大體農業會のメンバーが殆ど大部分新しい協同組合のメンバーになつてゐるといふやうな場合には、農業會の持分としてそれを解散して清算するということも、又それを新しい

協同組合へ持つて來るといふことも、組合員は會員の側から見れば、そう損得の問題でもないやうに思ひますので、全然新しい協同組合の出資の基礎にできないやうな不良財産状態であるならば格別、そうでなければ、相當赤字があつても組合に引續ぐということも考へられるやうに思ひます。

向この資産の分割といふことにつきましても具體的にどうするかといふことにつきましても、最近私共或いは關係の團體の方にもお願いしまして、具體的に農業會に當りまして、一體分割はどういうやうに具體的に行われたらいいかといふことを事例的に研究をいたしておられますから、そういう結果でも分れば、もつと我々も今後整理立案するといふやうな場合、或いは具體的に農業會の財産の處分といふやうなことにいつてのお智恵を貸すということも或いはできるかと存じております。認可は、これは先程お話しした通りのことに相成つておりました、今その範圍で省令で以てやつておられますけれども、段々形が決まつて行きます、こういうものは大體地方でやつてよろしいといふやうな目安がつかますれば、段々と地方に任して行く、この法律が施行になるやうな時分には、大體どの程度地方に任す、どの程度中央でやらなければならぬといふことが分ると思ひますから、その範圍でこの法律の運用を考へて行きたいと思ひます。

○政府委員(井上良次君) それは當然認めなければならぬと考へております。

○岡村文四郎君 協同組合員の資格のことですが、正會員と准組合員となつておられます。そこではつきり例を挙げ申上げますと、岡村文四郎は家にさへおれば百姓をやつてゐるが、十四五年、擱まされてやぐさ商賣人になつていて、今解散を取つておられます。そこで岡村文四郎をどう見るか、これは准組合員なのか正會員なのか、自分でちよつと分らないのですが、一體どういふやうになるのですか。こういう場合にはどういふことにしたらいいか。私は村へ歸つても、お前は百姓をやつていないから全然正會員じゃない、そこそこどうなのか、お教へ願ひたいと思ひます。

で、そういう問題が起きた場合には理事會で決めるのか、そういうやうな規定を定款で置いて運用して行つた方がよろうかと存じております。

○説明員(小倉武一君) みずから農業を営むといふのを如何様に解釋するかであります。みずからといふのは必ずしも自分で鋤を取るということじやありませんので、經營を自分でやる、鋤を取らなくても、經營の指揮監督といふことを完全に自分がやるということであるならば、みずからやるというやうに解釋できようかと思ひます。向今のやうにそういう解釋をいたしましたも、或いは定款で相當具體的に書きましても、農民であるとかないとか、正組合員であるとか、准組合員であるとかいふやうな點が、加入の時なり、その後必ず問題になると思ひます。

解しておるのではありませんが、それで差支えないかどうか。

第九條の「事業報告書及び財産目録」というものは、總會の日から大體どのくらい前のものを作らなくちゃできないのであるか。前の年度の事業報告書及び財産目録でいいのであるかどうか。

か。三分の二以上出席しなかつたならば、繰り返し、何回でも總會を開かなくちゃできないのでありますから、その總會を開く毎に事業報告書及び財産目録を作つて監事に提出して、總會の承認を経なければできないのかどうか。又そこに財産目録と書いてあつて貸借対照表と書いてないのは、すべての財産の棚下しをやつて、正確なところの財産目録を作らなくちゃできないのであるかどうか。若しそういうことであるならば、或る程度不可能の状態になりはしないかと存するのであります。この點いかがであるかお尋ねしたいと思つております。

〔委員長退席、理事木下源吾君委員長席に著く〕

○説明員（小倉武一君） 第一條の第四項におきまして、行政廳が必要とするときは農業者等に解散を命ずることができるといふ規定の趣旨であります。これはいかなる場合にやらかと申上げますと、只今考へておりますところは、協同組合ができて、立派に事業をやつておる、従つて農業者はもう解散してもいい、八ヶ月はまだ過ぎておりませんけれども、農業者をすっかり解散してもよろしいというやうな場合になつた點を考へておるのであります。申しますのは、この八ヶ月と申しますのは、考へようによつては短く、又考へようによつては、最近のいろ／＼の

機關の閉鎖などを考へて見ますといふと、長いようにも考へられますので、八ヶ月を認めてあるからといつて、いかなる農業者も八ヶ月一杯存続する趣旨ではないといふことを現したのであります。

それから次は第一條の最後の項に、主務大臣は責任があるものとすると規定がございまして、これは農業者團體の整理等に關する法律案におきまして、農業者團體の解散、或いは清算といふことが最も重要な點であります。共に、又今度の協同組合法の趣旨からいまして、協同組合の自主的な設立を待つといふことが、差當りの目標でございます。

〔理事木下源吾君退席、委員長著席〕

特にその點をはつきりいたしましたして、農業者の解散につきましては、農業者團體の解散及び清算につきましての大體の責任をはつきりするといふ趣旨を書いたのであります。これも御質問の通り書かなくても當然こういうことであるのであります。

それから財産の意味のお尋ねでございますが、第五條、第六條等につきましては、財産或いは資産といふ言葉を使つておるのであります。第五條の財産といひました中には、債務を含んでおるのであります。積極財産と消極財産の一緒になつた財産、従つて第六條の資産といふのは、消極的の財産を含まない積極財産の意味であります。第七條の資産についても同じであります。それから第八條であります。三分の二の會員といふ中には委任状を持つておる者はないかといふ御質問でございますが、これはお尋ねの通り委任状を持つて来た人も出席者とみなされるわけでありまして、

次は財産目録の九條に關係いたしました。この財産目録は何時の財産目録だといふことでございまして、これは成るべく最近の財産目録といふことにいたしておるのでございまして、必ずしも一番近い事業年度の財産目録といふことになつて、成るべく總會の時期に近い財産目録、併しながら棚下しをするといふことまでやる必要は私共なにより考へております。

それから招集も、何回も招集しなければならぬときは、その度毎に財産目録を出さなければならぬといふこととございまして、これは招集をいたしたとしても、この三分の二に達していなければ、總會は開かないのでありますから、かような必要はないのであります。さういふふうに解しております。

○北村一男君 この前の農業者協同組合の施行に當つては、農林大臣は萬全の態勢を整えておる、かように仰せられました。ところで農政局長に、萬全の態勢というものは、一體どういふ態勢を整えておられるか、こういうことを質問いたしましたところが、課を一つ設けるつもりであると、大分大臣の御答へよりも規模が小さくなつたやうに考へます。果してさういふ課をすてお設けになつたのか、その課でどういふことを扱われるのか、その課の名前はどんなふうな名前か御説明頂きたい。

○政府委員（井上良次君） 農業者協同組合の結成及びその育成に對して本省といひましては萬全の對策を立てておるといふのは、今お話の通り、大體本省の中に協同組合課といふ課を設けまし

て、さうして當面の協同組合結成に必要な具體的な指導啓蒙、それから將來への啓蒙等もやつて行きたい、こう考へております。

○北村一男君 すでにそれはお設けになつたのであります。それともこれからお設けになるのでありますか。

○政府委員（井上良次君） これから設けます。

○佐々木鹿藏君 縣單位の農業者が、運営上必要に迫られて他の團體に出資しても差支ないか。

それとも一つは、現在動産、不動産は動かしてならぬといふ指令が出ておるが、これは縣の事情によつて動かさなければならぬといふことがある場合は、どういふ方法をとつて動かすのか。これを具體的に申しますと、食糧その他木材等を搬送するに際して、協同輸送、運送協同組合といふやうなものを作らうか、或いは會社にするかといふ議が廣島縣においては進められて、近くその發足を見ようとしておるのであります。さういふときに出資をして差支えないか。或いは持つておる自動車その他を、その團體或いは會社に投資することが差支えないかといふことについて説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員（井上良次君） 現在の農業者が解散を控えて實際農業者自身の運営に困る關係から、他の事業團體等に出資又は關係を持つことがどうかといふことであります。大體それは原則として困る政府は考へております。すでに農業者の資産處分については一應禁止をいたしております。ただ組合の現實の運営だけの處分行爲については許しておりますけれども、資産その他の基本的財産の移動については一應

禁止をしておるのでございまして、従つてさういふ方向に動くといふことは、實際上原則的にも、實際的にも差支えて賣りたいと存じております。

○佐々木鹿藏君 先程課長から説明がありました。いろ／＼の人と集つて研究した後において、その縣知事又は大臣において許可すべきものは許可するといふことであります。それはなかなか長いことであつて間に合わないから、農業者の運営上、私共の考へておることを急に行ふことこそ、緊急對策、いわゆる食糧を重點的に輸送するといふことについて非常に貢獻をするといふやうなことを考へておるのであります。さういふ問題をこれからさう／＼研究して許可するといふことになつて非常に支障が来ると思つておるが、それをもう一度農林省においては考へ直されちやどうか、こう考へますが、どうですか。次官の答辭を願ひます。

○政府委員（井上良次君） 實際の問題に關聯いたしました御質問でありまして、大體さういふ場合はやはり新しい協同組合が結成されて、その新しい協同組合の一つの事業としてやるという場合に政府は一應考へてもいいと思ひますけれども、併し現在の農業者の資産を以て或いはそれに投資し、所有しておる動産をそれに投資するといふやうなことはちよつと困るのではないかと思ひます。

○佐々木鹿藏君 現在の農業者がやがては協同組合に代るものと私は思つております。それを今投資、或いは物を出資に代えて出したからといふても、何ら内容においては變らんと考へます。さういふことをただ机上論におい

て、これはいかん、あはいかんといふことでは、現下の食糧事情の逼迫しておる際非常な困ることになるのであります。そこでさういふ、いすれ協同組合の資金になるべきものを、一應農業の名前において投資をするだけであつて、實體においては變らん、さういふものこそ早く取上げて進めるといふことを、現在の日本の再建に貢献すると考えますが、もう一度官の御所見を願います。

○政府委員(井上良次君) 實際その事業を行わねばならぬ農業の資金の内容がどうなつておるか、本當にそこでは辻褄が合うところの決算ができるかどうかといふ見通しが正確つけられませんかといふと、例えていいますと、解散を控えていろ／＼な噂が飛んでおりますときに、特に世の疑惑を招き、又將來その地元において組合員となる者がその整理においていろ／＼なことがあつたために、却つてお困りになるというようなことは困りますので、従つて政府としては現下の農業資金の資金の處分については、一應先づさういふ通達を出しておるわけでありませう。従つて今御説のように、その農業資金が非常な健全で、而も將來さういふものを置いてある方が、新らしい協同組合ができて、その組合のためにも非常に利益になる、さういふことが明確になつております分は、これは又別に考へたらよいと思ひます。

○佐々木康藏君 そうしますと、その内容を示して、農林省において健全なりと認められたら許可して差支えないといふことですか。

○政府委員(井上良次君) それは今お話を申上げました通り、内容をよく検討した上で處置をしたいと思ひます。

○木下源吉君 連合會の性格についてですが、ここには連合會が單位協同組合を指導連結するところ書いてあるのですが、何か指導機關を作るとか、どういふものを連合會で作つて置くのか、連結といふのはどういふ意味か、連絡機關であるのか、統制の機關であるのか。

○北村一男君 それは字句の訂正が來ておる。「結」でなく「路」です。

○佐々木康藏君 ああさうですか。それにしても統制機關であるか、協議機關であるか。要するに連合會の規約があればよく分りますけれども、ないから分らないからお伺ひします。

それから地域の問題で、例えば一縣に連合會が幾つできていいようにも考へられるのですが、さういふこともあり得ると思ひますが、この點はどうか。

○佐々木康藏君 金融機關に對してつまり信用の貸與をし得るような資金を持ち得るのかどうか。

そこで農業組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案の第三條の中に「農業協同組合又は農業協同組合連合會に、その施設を利用させることができる」と書いてあるのですが、この施設といふ意味は何か協同生業に對する施設のようにも見られる。ここでは生産事業を連合會が行い得るといふような、さういふ意味が汲取れるのですが、これはどういふような施設をいふのか。以上一つ御答願ひします。

○説明員(小倉武一君) 連合會の性格でございますが、指導連絡と申しますのは、連合會におきましては指導連絡を兼ねて行ふとか、或いは指導育成をするといふことが事業としてできることでありまして、統制をするといふことではございません。連合會の會員である協同組合を指導育成するといふことであります。

それから區域でございますが、これは御質問のごとく、連合會におきましても、法律上は別段一府縣に一連合會と限つてはございません。又信用事業を行う連合會にしろ、さうでないものにして勿論相當の財産を持つといふことは當然許されるわけでありませう。

この第三條の「施設の利用」といふふうに書いてございませうのは、これはただ利用施設といふふうに限つておる趣旨ではございませう。現在の農業會ならば、事業といつても左程支障ないでありましてさういふけれども、農業會が戦時中によつておりました統制的な機構で、協同組合の統制をしてはいけないう趣旨を以ちまして、ただ施設を利用するといふふうにした方が誤解が起らないだらうという意味で、さういふしたのであります。大體は利用できるといふように解決いたして現在のところさう間違ひはなからうと思つております。

○羽生三十七君 細かい問題ですが、第九條の「農業に従事する個人をいう」、この場合に定款の附則の規定には被選挙權の場合には年齢を制限してあります。これは年齢の制限はないのであります。

それから第十條の第十二項に關係のあることですが、組合員になれる資格を持つておるといふのであります。が、家族で農業に従事し得る者が、若し員外利用をするといふような場合には、これは准組合員を指しておる員外利用になるのか、或いは又別に普通の組合員と同等の資格を認められるのか、利用の場合であります。これをちよつとお伺ひいたします。

○説明員(小倉武一君) 選挙權につきましては法律でもお示しになりました定款で制限はいたしておりません。と申しますのは、農業を営む、或いは従事するといふ程度が前提となつております。従つて制限はいたしておりません。

○羽生三十七君 常識的に考へてよろしいわけですね。被選挙權でない場合組合員の資格は……

○説明員(小倉武一君) 組合員の資格の場合には、定款でお決りになる場合は差支へございません。併しお決りにならない場合には具體的にどうするかといふようなことは、やはり自分選權を行使したり、或いは總會で議決に参加するといふような程度の能力を持つておらなければならぬといふふうに考へております。

最後の家族の利用でございますが、普通の組合の利用ならば、何と申しますか、組合員たる世帯主の名で大體組合の事業を利用できるといふふうに考へてよろうと思ひます。ただ家族の子供の名前で組合を利用するといふ場合には、員外利用といふことにならうかと思ひます。勿論農業に全然従事しなくても、准組合員として入れば、員外利用でなく、組合員として利用ができるわけでありませう。

○木下源吉君 連合會の定款の準則といふようなものを作る御意思があるかどうか。といふのは、只今の指導の問題ですが、指導育成のことは、定款に育成の機關を何か附けて置かんと、連合會が金融の面を以て、個々の組合を支援するといふような面が強く出る確れがあると思ひます。指導育成するといふ先程の御答辭であります。が、さういふ程度で一體指導育成するののか、これが定款の準則ができれば目的はつきりすると思ひます。元來連合會は從來連絡機關が重んじられて、統制の機關になつた。私は協同組合は單位協同組合の連合會ができればならぬと考へておりますが、その點が明確でないので、定款の準則を出すことがいいと考へるのです。が、その點について一つ御答願ひします。

○政府委員(井上良次君) 連合會の問題でございませうが、これは當然今御質問のように、定款に關する準則といふものを一應作りましてやりたいと考へております。

○佐々木康藏君 先程のことに關聯しておりますが、細かくなりますが、協同組合ができるまで農業會の持つておる施設を、暫定施設として新しくできる團體へ貸すことは差支へないかといふことです。

○説明員(小倉武一君) 貸付場合も同じように許可制度、認可制度によつておりまして、具體的の必要に應じて、殊に短期間で必要であれば、認可することができることになつております。

○佐々木康藏君 それはやはり主務大臣に申請するんですか。

○説明員(小倉武一君) 縣農業會の場合さうでございます。

○委員(橋見義男君) それでは本日はこれで散會したいと思ひますが、協同組合關係については本日は終了いたしました。この後で北海道の水害調査のために出張されました木下さ

合會が金融の面を以て、個々の組合を支援するといふような面が強く出る確れがあると思ひます。指導育成するといふ先程の御答辭であります。が、さういふ程度で一體指導育成するののか、これが定款の準則ができれば目的はつきりすると思ひます。元來連合會は從來連絡機關が重んじられて、統制の機關になつた。私は協同組合は單位協同組合の連合會ができればならぬと考へておりますが、その點が明確でないので、定款の準則を出すことがいいと考へるのです。が、その點について一つ御答願ひします。

○政府委員(井上良次君) 連合會の問題でございませうが、これは當然今御質問のように、定款に關する準則といふものを一應作りましてやりたいと考へております。

○佐々木康藏君 先程のことに關聯しておりますが、細かくなりますが、協同組合ができるまで農業會の持つておる施設を、暫定施設として新しくできる團體へ貸すことは差支へないかといふことです。

○説明員(小倉武一君) 貸付場合も同じように許可制度、認可制度によつておりまして、具體的の必要に應じて、殊に短期間で必要であれば、認可することができることになつております。

んを岡村さんから、詳しい書類は後程御希望によつて御覽になれますが、極く簡単に概要だけこの際御報告を承りたいと思ひます。暫くお止まり願ひたいと思ひます。

○木下源吉君 先般御同意を得まして、北海道の水害調査に岡村君と二人で参りました。推定のように今月四日に出発いたしました。十日間に亘る日数を調査に要したわけでありました。

北海道の水害は中央から遠隔な地位にありますために、非常に感じが稀薄でありましたが、實際においては想像以上の被害を受けております。明治四十三年の大水害から未だ曾つてなかつたというひどい状態でありまして、八月の十五日、十六日並びに二十五日、二十六日の二回に亘つて同一箇所ではな

くて、前には穀倉である中央部であります。次には根室、釧路地方が相當やられました。更に今回の颱風で今までの被害がなかつた苫小牧、室蘭というような道南地方が今度はやられました。この損害の額、これは今日では御案内の通り何の價格を基礎にして表わせばよいかわかりませんが、とにかくにも一般に言われている額で言うならば二十億以上に上つておるのでございます。

橋梁、道路、農作物、或いは全然荒廢に歸した農耕地等被害が甚大でございます。各町村について綿密な調査をいたしまして、いずれも政府に對して復舊に對する全額の御援助を願ひたいという事を要請して置きました。皆が自主的に部落總出で勤勞奉仕をやつておりますが、資材がなくてできないのと、更に財力がないために思うようにでき

ない。自主的にどん／＼やつておりますが、資金の問題と資材の問題について一つ皆さんには是非御依頼したい、こういう被害者の希望でございます。資金については一部前渡しをお願いしたい。自治體が直接やりますので……それから資材はこれは梓を決定いたしましたならば、できるだけ早く現地に來るようには御配慮を願ひたい。これが差當つての懇請でございます。

向根本的の治山治水の問題については北海道の石狩川のごときは日本の一番大きい川になつております。これらの治水が殆ど大部分自然のままに放置されておるし、その他砂防の問題等についてもこれは内地と同様であります。今日北海道の日本における經濟的地位の重要性に鑑みて各位の御援助を飽くまで懇請したいと我々も考えております。道民の切なる希望でございますので、何卒今後水害等の問題に關する場合においては北海道についての面も十分御留意を願ひたいと存する次第であります。

詳細については書面を以て委員長の手許に提出してございしますが、實はプリントにして皆さんに御配布申上げるのが妥當だと考えておりますが、なにせ今日までの各地の被害状況のプリントだけでも相當の枚数と紙類がかかるという事を考えまして、我々被害の實情を審かに觀察した者から見れば資材の貴重なることを身を以て體驗したようなわけでありまして、希くは必要或いは疑問等がございます場合等においてのみ一つ委員長に提出いたしております書類を御検討願ひたいと考える次第であります。

以上簡單ですが、御報告申し上げます

が、最後に我々北村君と二人で、この前の水害状況觀察の途次一關附近で水害の難に遭いましたが、今度も又同所において遭難いたしました。通信の杜絶、連絡等ないために一時は全く絶望の狀態でありましたが、幸い信越線の開通を機會にこちらをさ迷つて來たような次第でございます。

午後零時六分散會
出席者は左の通り。

- 委員長 楠見 義男君
理事 木下 源吉君
委員 羽生 三七君
北村 一男君
平沼 彌太郎君
小杉 繁安君
佐々木 鹿藏君
石川 準吉君
宇都宮 登君
岡村 文四郎君
島村 軍次君
徳川 宗敬君
藤野 繁雄君
松村 眞一郎君
廣瀬 與兵衛君

- 政府委員 農林政務次官 井上 良次君
説明員 農林事務官 (農政局長) 小倉 武一君

昭和二十二年十一月二十八日印刷

昭和二十二年十一月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局